

第480回島根県議会
(令和4年2月定例会)

提出議案等一覧

島 根 県

第 4 8 0 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 4 . 2 . 1 4 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名																		
議 案 (58件)	予 算 案 (23件)	1	令和 3 年度 島根県 一般会計補正予算 (第 1 2 号)																		
		2	令和 3 年度 島根県 一般会計補正予算 (第 1 3 号)																		
		3	令和 3 年度 島根県 流域下水道事業会計補正予算 (第 3 号)																		
		4	令和 4 年度 島根県 一般会計予算																		
	5 ～ 1 7	令和 4 年度 島根県 公債管理特別会計予算 外 1 2 特別会計予算																			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 公債管理</td> <td style="width: 33%;">6 証紙</td> <td style="width: 33%;">7 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>8 市町村振興資金</td> <td>9 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 国民健康保険</td> <td>1 1 母子父子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 農林漁業改善資金</td> <td>1 3 中小企業近代化資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 4 中小企業制度融資等</td> <td>1 5 中海水中貯木場</td> <td>1 6 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 7 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		5 公債管理	6 証紙	7 総務事務集中処理	8 市町村振興資金	9 あさひ社会復帰促進センター診療所		1 0 国民健康保険	1 1 母子父子寡婦福祉資金		1 2 農林漁業改善資金	1 3 中小企業近代化資金		1 4 中小企業制度融資等	1 5 中海水中貯木場	1 6 臨港地域整備	1 7 県営住宅			
	5 公債管理	6 証紙	7 総務事務集中処理																		
8 市町村振興資金	9 あさひ社会復帰促進センター診療所																				
1 0 国民健康保険	1 1 母子父子寡婦福祉資金																				
1 2 農林漁業改善資金	1 3 中小企業近代化資金																				
1 4 中小企業制度融資等	1 5 中海水中貯木場	1 6 臨港地域整備																			
1 7 県営住宅																					
1 8 ～ 2 3	令和 4 年度 島根県 病院事業会計予算 外 5 事業会計予算																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 8 病院</td> <td style="width: 25%;">1 9 電気</td> <td style="width: 25%;">2 0 工業用水道</td> <td style="width: 25%;">2 1 水道</td> <td style="width: 20%;">2 2 宅地造成</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 3 流域下水道</td> </tr> </table>		1 8 病院	1 9 電気	2 0 工業用水道	2 1 水道	2 2 宅地造成	2 3 流域下水道														
1 8 病院	1 9 電気	2 0 工業用水道	2 1 水道	2 2 宅地造成																	
2 3 流域下水道																					
条 例 案 (22件)	2 4	<p>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件の見直し及び青年農業者等早期経営安定資金に係る事業の終了に伴う所要の改正</p> <p>①医学生地域医療奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師業務従事期間の起算点を大学の課程を修了から医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日に変更する等、返還債務の免除の条件となる医師業務従事期間の起算点を変更 ・ 鳥取大学医学部に島根県枠として入学した者に係る返還債務の免除の条件の変更 <p>②青年農業者等早期経営安定資金</p> <p>返還債務を免除できる貸付金から削除</p> <p style="text-align: right;">施行日：①令和 4 年 4 月 1 日 ②公布の日</p>																			

区 分		議案No	議 案 名																									
条例案 つづき	2 5	島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行等に伴う引用する条項等の整理 施行日：令和4年4月1日																										
	2 6	島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 施行日：令和4年4月1日																										
	2 7	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 職員の育児休業等について、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じた所要の改正 施行日：令和4年4月1日																										
	2 8	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例等の改正を踏まえた所要の改正 ①会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の117.5</td> <td>100分の115</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の117.5</td> <td>100分の115</td> </tr> </tbody> </table> ②会計年度任用職員の報酬の上限額の改定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">調査研究業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>11,600円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>800円</td> <td>830円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽作業に従事する者</td> <td>日額</td> <td>6,200円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>800円</td> <td>830円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：令和4年4月1日	支給月	改 正 前	改 正 後	6月	100分の117.5	100分の115	12月	100分の117.5	100分の115	職員の種別	区分	改正前	改正後	調査研究業務に従事する者	日額	11,600円	12,000円	時間額	800円	830円	軽作業に従事する者	日額	6,200円	6,400円	時間額	800円
支給月	改 正 前	改 正 後																										
6月	100分の117.5	100分の115																										
12月	100分の117.5	100分の115																										
職員の種別	区分	改正前	改正後																									
調査研究業務に従事する者	日額	11,600円	12,000円																									
	時間額	800円	830円																									
軽作業に従事する者	日額	6,200円	6,400円																									
	時間額	800円	830円																									

区 分		議案No	議 案 名												
条例案 つづき	29	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①行政書士法関係手数料</td> <td>行政書士試験に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>②高圧ガス保安法関係手数料</td> <td>(ア) 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の改正 (イ) 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>③液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料</td> <td>(ア) 保安確保機器の設置及び管理方法の認定に係る手数料の改正 (イ) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る手数料の改正 (ウ) 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>④電気工事士法関係手数料</td> <td>電気工事士免状の書換えに係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>⑤宅地建物取引業法関係手数料</td> <td>宅地建物取引士資格試験に係る手数料の改正</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>		改正内容	①行政書士法関係手数料	行政書士試験に係る手数料の改正	②高圧ガス保安法関係手数料	(ア) 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の改正 (イ) 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の改正	③液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料	(ア) 保安確保機器の設置及び管理方法の認定に係る手数料の改正 (イ) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る手数料の改正 (ウ) 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正	④電気工事士法関係手数料	電気工事士免状の書換えに係る手数料の改正	⑤宅地建物取引業法関係手数料	宅地建物取引士資格試験に係る手数料の改正	
		改正内容													
①行政書士法関係手数料	行政書士試験に係る手数料の改正														
②高圧ガス保安法関係手数料	(ア) 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の改正 (イ) 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の改正														
③液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料	(ア) 保安確保機器の設置及び管理方法の認定に係る手数料の改正 (イ) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る手数料の改正 (ウ) 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正														
④電気工事士法関係手数料	電気工事士免状の書換えに係る手数料の改正														
⑤宅地建物取引業法関係手数料	宅地建物取引士資格試験に係る手数料の改正														
	30	<p>地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行を踏まえた所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業等を銃器等犯罪捜査従事手当の支給対象に追加 <p style="text-align: right;">施行日：公布の日 (令和4年3月15日から適用)</p>													

区 分		議案No	議 案 名						
条例案 つづき	3 1	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 道路交通法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行等に伴う所要の改正							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①銃砲刀剣類所持等取締法 関係手数料</td> <td>銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>②道路交通法関係手数料</td> <td>(ア) 認知機能検査員講習に係る手数料の改正 (イ) 認知機能検査に係る手数料の改正 (ウ) 運転技能検査に係る手数料の新設 (エ) 運転経歴証明書に係る手数料の改正 (オ) 高齢者講習に係る手数料の改正 (カ) 若年運転者講習に係る手数料の新設 (キ) 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習に係る手数料の廃止</td> </tr> </tbody> </table>		対象	改正内容	①銃砲刀剣類所持等取締法 関係手数料	銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の改正	②道路交通法関係手数料	(ア) 認知機能検査員講習に係る手数料の改正 (イ) 認知機能検査に係る手数料の改正 (ウ) 運転技能検査に係る手数料の新設 (エ) 運転経歴証明書に係る手数料の改正 (オ) 高齢者講習に係る手数料の改正 (カ) 若年運転者講習に係る手数料の新設 (キ) 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習に係る手数料の廃止
	対象	改正内容							
	①銃砲刀剣類所持等取締法 関係手数料	銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の改正							
	②道路交通法関係手数料	(ア) 認知機能検査員講習に係る手数料の改正 (イ) 認知機能検査に係る手数料の改正 (ウ) 運転技能検査に係る手数料の新設 (エ) 運転経歴証明書に係る手数料の改正 (オ) 高齢者講習に係る手数料の改正 (カ) 若年運転者講習に係る手数料の新設 (キ) 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習に係る手数料の廃止							
	施行日：①令和4年4月1日 ②令和4年5月13日								
3 2	島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化のための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことに伴う条例の廃止								
	施行日：令和4年4月1日								
3 3	島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 島根県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の額を算出するための割合を変更するための所要の改正								
	施行日：令和4年4月1日								
3 4	島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正								
	施行日：令和4年4月1日								
3 5	島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う所要の改正								
	施行日：令和4年4月1日								

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 6	<p>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令等の施行に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>	
	3 7	<p>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>	
	3 8	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う所要の改正</p> <p>①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設とみなす特例について、令和4年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長すること <p>②島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、令和4年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日までに延長すること <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>	
	3 9	<p>島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立中央病院における診療科目の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科目から小児外科を削除 <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>	

区 分		議案No	議 案 名																									
条例案 つづき	4 0	県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の昇給及び勤勉手当についての所要の改正 施行日：令和4年4月1日																										
	4 1	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,563人</td> <td>1,599人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>186人</td> <td>186人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>994人</td> <td>988人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小学校・中学校・義務教育学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,026人</td> <td>5,026人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>355人</td> <td>358人</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：令和4年4月1日		区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,563人	1,599人	事務職員等	186人	186人	特別支援学校	教育職員	994人	988人	事務職員等	80人	80人	小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,026人	5,026人	事務職員等	355人	358人
	区 分		改正前	改正後																								
	高等学校	教育職員	1,563人	1,599人																								
事務職員等		186人	186人																									
特別支援学校	教育職員	994人	988人																									
	事務職員等	80人	80人																									
小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,026人	5,026人																									
	事務職員等	355人	358人																									
4 2	島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正を踏まえた所要の改正 ①移動等円滑化のために必要な道路の構造基準として、次に掲げる道路及び施設に係る基準を定めること <ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 ・旅客特定車両停留施設 ②その他規定の整備 施行日：公布の日																											
4 3	島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 浜田港に貨物上屋を新設することに伴い、港湾施設の使用料の額について所要の改正 施行日：令和4年9月1日																											

区 分		議案No	議 案 名					
条例案 つづき	4 4	<p>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>県営住宅を雲南市及び飯南町へ譲渡すること並びに子育て支援住宅制度を創設することについて所要の改正</p> <p>①譲渡する県営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上郡団地</td> <td>雲南市</td> </tr> <tr> <td>赤名団地</td> <td>飯石郡飯南町</td> </tr> </tbody> </table> <p>②子育て支援住宅に係る次の特例を定めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件及び設備等が子育てに適すると認める県営住宅を「子育て支援住宅」とし、入居期間を規則で定める期間に限ること ・入居要件を、子育てを行っている世帯に限ること ・入居決定前に、入居期間について書面を交付して説明すること ・入居期間が満了したとき又は規則で定める要件を満たさないときは、明渡請求事由に該当すること ・入居期間の満了6月前までにその満了日を通知すること ・入居期間を延長するのが適当である事情がある場合は、入居期間を延長することができること <p>③その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>	団地の名称	所在地	上郡団地	雲南市	赤名団地	飯石郡飯南町
	団地の名称	所在地						
上郡団地	雲南市							
赤名団地	飯石郡飯南町							
4 5	<p>島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>飯梨川第三発電所の設備の更新に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月2日</p>							
一 般 事件案 (13件)	4 6	<p>包括外部監査契約の締結について</p> <p>令和4年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額：15,829,000円を上限 ・契約の相手方：森脇^{もりわき} 俊樹^{としき}（公認会計士） 						
	4 7	<p>直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について</p> <p>国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定</p> <p>根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項</p>						
	4 8	<p>一級河川の指定について</p> <p>願楽寺川を一級河川に指定するための国土交通大臣の意見照会に対する異議のない旨の回答</p> <p>根拠法：河川法第4条第1項</p>						

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	4 9	<p>宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について</p> <p>下水道法の規定に基づく宍道湖流域下水道の維持管理に係る市負担額の決定</p> <p>東部処理区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担市：松江市、安来市 ・負担期間：令和4年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 91,755,000円 <p>西部処理区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担市：松江市、出雲市 ・負担期間：令和4年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 91,549,000円 	
	5 0	<p>令和3年度島根県病院事業会計資本金の額の減少について</p> <p>島根県病院事業会計資本金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え</p> <p>根拠法：地方公営企業法第32条第4項</p>	
	5 1	<p>財産の貸付について</p> <p>隠岐の島町が公共牧野として利用するため、元隠岐空港用地の無償貸付を延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付の相手方：隠岐の島町長 ・貸付の期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで 	
	5 2	<p>財産の処分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分財産：県営住宅赤名団地 (土地) 飯石郡飯南町下赤名756番2外7筆 (2,286.12㎡) (建物及び関連施設) 木造2階建3棟及び工作物 ・処分方法：売却 (随意契約) ・処分金額：198,060,098円 ・処分の相手方：飯南町長 	
	5 3	<p>契約の締結について 島根県営住宅 (浜田市浜田中央団地) 建設 (第2期建築) 工事</p> <p>契約の方法：一般競争入札 契約金額：750,200,000円</p> <p>工期：令和5年11月30日まで</p> <p>契約の相手方：伊原組・サンクラフト・三木工務店特別共同企業体</p> <p>施工場所：浜田市田町地内</p>	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	5 4	契約の締結について 国道186号（小国1工区）総合交付金（改築） （仮称）新笹ヶ峠トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：2,233,000,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して703日目にあたる日まで 契約の相手方：今井産業・松江土建・毛利組特別共同企業体 施工場所：浜田市金城町小国地内	
	5 5	変更契約の締結について 浜田港福井第2上屋建設（建築）工事 変更契約金額：691,208,100円（82,908,100円増額） 工期：令和4年8月26日 契約の相手方：宮田建設工業・祥洋建設・佐々木組特別共同企業体 施工場所：浜田市熱田町地内	
	5 6	変更契約の締結について 主要地方道安来木次線（切川2工区）総合交付 金（改築）工事に伴う山陰本線安来・荒島間 飯島架道橋新設工事 変更契約金額：1,003,715,007円（56,001,993円減額） 工期：令和4年3月31日 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社 施工場所：安来市飯島町地内	
	5 7	変更契約の締結について 波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事 変更契約金額：4,766,325,160円（381,209,960円増額） 工期：令和5年3月24日 契約の相手方：安藤・間・今岡工業・原工務所特別共同企業体 施工場所：江津市波積町本郷地内	
	承認1	令和3年度島根県一般会計補正予算（第11号） 事業継続特別給付金の増額に伴う令和3年度一般会計予算の補正 ・補正予算額：1,200,000千円（補正後予算額：545,850,300千円） （令和4年1月20日専決）	
報 告 （3件）	報告1	専決処分事件の報告について（権利の放棄） 247件 県立病院の診療料等に係る債権の放棄 放棄額：6,698,328円	

